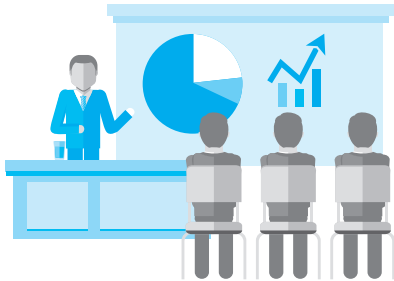


会議報告



国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告

2017年9月19日~22日
カナダ・トロントにて

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ

伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／
公認会計士

ふきや たけお

落谷 竹生

1 はじめに

2017年第3回目の国際公会計基準審議会(IPSASB)の会議が、2017年9月19日から22日までの4日間にわたり、カナダのトロントで開催された。

主な議題は以下の各項目である。主要な論点と決定事項は後述する。

- 社会給付(公開草案を承認)
- 現金主義IPSASの修正(修正した基準書を承認)
- リース
- 公的部門の測定
- インフラ資産
- 戦略及び作業計画

2 社会給付

(1) 背景

社会給付の代表例は、公的年金である。現行のIPSASには、社会給付の政府側、すなわち、公的年金の債務を扱う基準は存在せず、各国の会計処理が統一されていないため、IPSASの欠点の1つとして批判されている。

IPSASBでは、上記の批判に対応するべく、2015年7月にコンサルティング・ペーパー(CP)「社会給付の認識及び測定」を公表し、CPに寄せられたコメントを参考に公開草案(ED)の作成に向けた検討を行ってきた。

(2) 今回の会議

公開草案第63号「社会給付」を承認した。本EDは2017年10月末までに公表され、コメント期限は2018年3月31日までとなる予定である。本EDでは、債務発生事象アプローチと名付けた考え方にに基づき、次回の給付を受ける適格規準を満たした時点で負債を認識することを提案している。例えば、ある年金受給者が期末日に生存していれば翌年又は翌月の給付を受けられるような年金制度の場合、期末日時点でその翌年又は翌月の給付分の負債を認識することになる。

債務発生事象アプローチのほかには、保険アプローチの任意適用を認めている。保険アプローチは、財源がすべて掛金で調達されるような社会給付について、IFRS第17号の保険会計を適用することを認めるものである。

また、社会給付の制度について、今後5年間の予想キャッシュフローの開示も求めている。これは推奨実務ガイドライン第1号を義務付けるべきかという議論の対応策として定められた。

3 現金主義IPSASの修正

(1) 背景

IPSASには、発生主義と現金主義、それぞれのIPSASがある。現金主義IPSASは、基準の数は1つだけであり、Part 1（強制規定）とPart 2（任意規定）の2部構成になっている。2003年に発行され、その後大きな修正が行われていない。

本プロジェクトは、現金主義IPSASの適用国増加を目指す、限定された範囲の見直し作業である。修正対象は、現金主義IPSASを各国が適用するうえで主な障害となっている、「連結」、「外部からの援助」、「第三者による支払」の3点である。

(2) 今回の会議

修正した基準書「現金主義会計による財務報告（現金主義IPSAS）」を承認した。修正した基準書は、2019年1月1日から発効する。

4 リース

(1) 背景

現行のIPSAS第13号「リース」は、IAS第17号「リース」に基づいて作成されている。IAS第17号に置き換わるIFRS第16号「リース」が2016年に公表されたことを受け、IPSASBは、IPSAS第13号を改訂する作業を行っている。

(2) 今回の会議で議論された主な論点

コンセッションナリー・リース（市場より割安な条件によるリース）について、貸手の原資産は関連するIPSASに従って測定すべきと決定した。コンセッションナリー・リースの補助対象部分（構成要素）に関する貸手側の会計処理について、3つの選択肢（①負債＝未稼得収益として認識、②純資産・持分に認識、③認識しない）を引き続き検討することになった。選択肢①か②の場合、貸手は、補助対象部分を費用として認識することになる。

5 その他

(1) 公的部門の測定

現行IPSASの測定基準を「概念フレームワーク」に整合させ、各IPSAS間で一貫するように修正するプロジェクトである。今回は、本プロジェクトの範囲に、遺産の測定とインフラ資産の測定を含めることを決定した。また、最初の成果物となるCPにはEDの原案を含めることとなった。このEDの原案には、測定の考え方を記載することになるが、公的部門特有の論点や、IFRS第13号「公正価値測定」をどこまで取り込むかを、今後、検討することになる。

(2) インフラ資産

今回の会議から、インフラ資産の会計処理に特化したプロジェクトの議論が始まった。最初は、IPSAS第17号「有形固定資産」の実務適用上の問題点について、適用国の情報を収集・分析する。この調査フェーズが終了してから、最終成果物の形式を含め、プロジェクトの方向性を再検討する。

(3) 戦略及び作業計画

新しい戦略と作業計画（2019年～2023年）についてのCPを、2018年12月会議承認、2019年1月公表を目指して策定している。当該CPには、IPSASBの監視機関である公益委員会（PIC）、及び諮問助言グループ（CAG）からの要望も取り込む。2018年上半期には、アフリカ、東南アジア等の地域別に円卓会議を開催して、さらに多様な関係者から意見を募る予定である。

(4) その他

2017年版の基準書（ハンドブック）が、IPSASBのウェブサイトでも無料公開されている。2016年版との主な違いは、IPSAS第39号「従業員給付」、IPSAS第40号「公的部門の結合」が追加された点である。

この報告記事は、誌面の都合上、簡素な内容としている。より詳細な議論については、日本公認会計士協会ウェブサイトの国際動向に詳細な記事を掲載するので参照されたい。